②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上のＰＣ橋上部工工事と1,300点以上の土木工事の両方を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（ＰＣ橋上部工工事）及び1,300点以上（土木工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上のＰＣ橋上部工工事又は1,300点以上の土木工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（ＰＣ橋上部工工事）又は1,300点以上（土木工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成11年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１、求める実績２、求める実績３に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績１

片持張出し架設工法により架設した最大支間長70m以上あるＰＣ箱桁橋の工事

求める実績２

躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）35m以上のコンクリート橋脚の工事

求める実績３

大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長20m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

片持張出し架設工法により架設したＰＣ箱桁橋の工事

求める実績２

躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋脚の工事

求める実績３

大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない）

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合

⒜　経営事項評価点数1,150点以上のＰＣ橋上部工工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員

求める実績１

片持張出し架設工法により架設した最大支間長70m以上あるＰＣ箱桁橋の工事

⒝　経営事項評価点数1,300点以上の土木工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員

求める実績２

躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）35m以上のコンクリート橋脚の工事

求める実績３

大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長20m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない）

⒞　ＰＣ橋上部工工事又は土木工事について、施工分担部分を出資比率により分担して施工する場合は、上記①及び②特定建設工事共同企業体（甲型）の場合の該当する工事の実績を有すること。

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。

・基礎工工事（平成28年４月から平成31年１月を予定）

・下部工工事（平成28年７月から平成31年８月を予定）

①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　主任（監理）技術者が技術資料の提出時に、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

④　主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、求める経験に対して提出できる工事経験は１名につき１件とする。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

⒜　単体及び特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

求める経験１

躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋脚の工事

求める経験２

大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない）

⒝　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する土木工事の構成員が配置する現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、元請けとしてしゅん功した、次に掲げる求める経験の施工実績を有すること。

求める経験１

躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋脚の工事

求める経験２

大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない）